

会計ソフトの消費税対応 保守契約に入っていますか

消費税が来年の4月から上がることがほぼ確定したそうです。パソコンで会計処理をしておりますと、今までの消費税の税率は5%でしたので消費税が課税されている、されていないという事さえ判明すれば特に問題ありませんでした。

ところが、来年の3月31日までの売上や仕入については消費税率が5%、4月1日以降の売上や仕入については消費税率が8%というかたちで区分計算しなければなりません。しかも、消費税の経過措置等の問題もあり来年の4月以降の売上や仕入であっても消費税率が5%のまま据え置かれるものがあります。

例えば、今年の9月迄に契約した請負工事等です。また更に消費税が8%になってから1年半後の再来年10月1日から消費税率が10%になるということも計画されています。

とすれば、少なくとも3種類の所費税率に対応する財務会計システムでなければなりません。このような事から、消費税部分については各社とも会計ソフトをかなり大幅に見直すようです。そして、当然ながら会計ソフトの新たな販売ということを期待しています。

今まで会計ソフトは基本的に1度購入すればそれでいい、というのがルールでした。改良を繰り返した時には新しいバージョンを送りますよという契約（保守契約）がありますが、私の知っているところ、保守契約に入っている会社は少ないようです。

もともと会計ソフトは安いから売れているわけであってこの保守契約がもったいないから入らないという所が多いとのこと。従って保守契約に入っていれば、このような消費税の改正についても新しい会計ソフトを送ってきますが、保守契約に入っていなければ買い直さなければなりません。

しかし、来年の4月からは消費税が確実に上がるわけですので新しい会計ソフトが必要になります。勿体ないけれど今まで入っていなかった保守契約に入ろうというユーザーがたくさん増えているようで保守契約の契約が大流行りという事でした。

(単位：円 税込)

ソフト名	勘定奉行 i 8		弥生会計 1 3		財務応援 R 4	
	Sシステム	Bシステム	プロフェッショナル	スタンダード	プレミアム	ライト+
定 価	262,500	210,000	84,000	42,000	380,000	300,000
実売価格 (注)	196,780	157,480	65,800	35,800	285,000	225,000
年間保守契約料	42,000	42,000	42,000	31,500	38,000	30,000

(注) 実売価格は、ビックカメラ調べ

自筆証書遺言書と公正証書遺言書

相続の仕事を手伝っていますと相続争いが起きているケースを時々みかけます。

統計では、平成 22 年に相続が発生した方は 120 万人、(いつ亡くなられたかは別として)平成 22 年に公正証書遺言を作られた方が 8.2 万人、これとは別に自筆証書遺言(原則家庭裁判所での検認が必要となります)が 1.4 万件。相続が起きた人のうち 1 割も遺言書を作っていないという事なのでしょう。

ちなみに、家庭裁判所で相続に関する争い事は 15.4 万件あると報告されています。また、相続税がかかるような方だけではなく、財産規模が 5,000 万円以下の方の場合でも相続争いが多いと報道されていました。

これをある程度防止できるのが遺言書です。

問題は、遺言の作り方には「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があるということです。

自筆証書遺言を作ろうという本が売れているようです。

①自由に作れる、②費用がかからない、③遺言書と書き、日付を記入し本人が署名し印鑑を押す、どのように財産を分けてほしいのかというのを本人が自筆で書けばいいだけです。で結構多いようです。しかし、公正証書に比べると問題もあります。

一番の問題はどこに自筆証書遺言があるのかという事が分からなくなる事です。

普通、遺言書は家族にも秘密にしてどこかになおし込んでいる。いざ、本人が亡くなった、自筆証書遺言を見つけてもらわないと役に立たない。

遺言書は自分で管理する事が多いので本人がどこに置いているのか分からなくなるような認知症になることもあるでしょうし、本人が遺言書をどこに置いているという事を家族に知らせる前に急に亡くなる事もおおいに考えられます。

家族が誰も遺言書の保管場所を知らないでいると遺言書が発見されない可能性もあります。また、遺言書を見つけた人が遺言書を見て都合が悪ければ処分してしまうかもしれません。

法律的には遺言書を破棄した場合には、その破棄した人は相続人としての資格が無くなるというルールがありますが、遺言書を最初に見つけた人が内容を見て黙って破棄した場合、遺言書があったかどうかさえ分からないので・・・。

一方、公正証書遺言でしたら、原本は公証人役場に保存されていますので遺言をした本人が亡くなった後、相続人が亡くなった方の除籍謄本やその法定相続人だということが分かる戸籍と身分証明書と印鑑を持って公証人役場に行けば、全国で預かっている遺言書の写しが交付されます。

公正証書遺言を作ると、その副本をもらうのですがそれがどこに行ったのか分からなくなっても何ら困ることはありません。

二番目の問題は自筆証書遺言があったとしても、本人が遺言書を正常な判断能力の時に書いたのかどうかという事が歳をとってくると曖昧になりがちです。

公正証書遺言は裁判官等の出身である公証人が確認して遺言書を作成していますので信頼度が高いとされています。

公正証書遺言の問題点は、公正証書遺言の作成には財産内容等により相当な報酬がかかるケースもあるということです。簡単に作れるようなケースではなく、結構面倒な内容を作るケースの場合には手間暇がかかるという事もあります。

また、自筆証書遺言では、家庭裁判所での検認という手続きを受けないと、不動産の名義変更等の相続手続きが出来ません。

検認とは、相続人全員を呼び出して、本人の字かどうかが意見を聴いたりする手続きのことです。ただし、証拠保全手続きのようなもので、その遺言書を本人が書いたものかどうかとか、遺言の内容が有効かといったことを裁判所が判断するものではありません。

これに約2カ月位かかるようです。公正証書遺言は、このような手続きなしに直ぐ、相続手続きが実行できます。

遺言書は一度作っても、全てを撤回したり、修正したりすることが容易です。日付が新しい方を優先します。

私の経験でいえば、公正証書遺言があった方が相続争いになるケースは少ないと思っています。遺言書を真剣に考えてみられてはいかがでしょうか。財産内容の調査など色々お手伝いさせていただきます。

